平成３０年（家）第２００４０号
静岡県浜松市中区中央１丁目３番６号浜松イーストセブン207号室　浜松エトワール法律事務所
申立人　中野江里香
本籍静岡県浜松市中区龍禅寺町318番地、最後の住所静岡県浜松市中区龍禅寺町318番地、死亡の場所静岡県浜松市中区、死亡年月日平成27年11月18日、出生の場所大阪府大阪市港区、出生年月日昭和７年４月19日、職業不明
被相続人　亡　松浦　忠士
催告期間満了日　平成30年10月５日
静岡家庭裁判所浜松支部

平成３０年（家）第４００３号
福岡県田川市中央町４番20号
申立人　司法書士　和田　雅之
本籍福岡県田川郡糸田町1879番地、最後の住所福岡県田川郡糸田町1879番地、死亡の場所福岡県田川郡糸田町、死亡年月日平成６年６月13日、出生の場所福岡県田川郡糸田町、出生年月日大正５年11月27日、職業不詳
被相続人　亡　加藤　茂雄
催告期間満了日　平成30年10月31日
福岡家庭裁判所田川支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成３０年（へ）第２号
埼玉県越谷市大字袋山964―10
申立人　ケミカルジャパンこと　市原　啓司
権利を争う旨の申述の終期　平成30年６月29日
平成30年３月６日　越谷簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ａ400630
金額　923,994円
支払期日　平成30年５月31日
支払地　埼玉県北葛飾郡松伏町
支払場所　株式会社武蔵野銀行松伏支店
振出日　平成30年１月31日
振出地　東京都豊島区
振出人　コーワプラス株式会社　代表取締役　塩入　英明
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成３０年（へ）第７号
兵庫県尼崎市潮江２丁目４番12号
申立人　秋田テープ工業株式会社
代表者代表取締役　秋田　豊子
権利を争う旨の申述の終期　平成30年６月19日
平成30年３月６日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＵＭ225368
金額　1,000,000円
支払期日　平成29年10月31日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行十三支店
振出日　平成29年６月30日
振出地　大阪市
振出人　ダイヘン電設機器株式会社　代表取締役　宮本　泰利
受取人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２９年（家）第８２６号
神奈川県秦野市柳町１丁目３番15号
申立人　米山　隆生
本籍神奈川県川崎市多摩区中野島１丁目986番地、最後の住所川崎市多摩区中野島１丁目986番地
不在者　牧石　隆平
大正11年８月22日生
届出期間満了日　平成30年５月６日
横浜家庭裁判所川崎支部

失踪宣告

平成２９年（家）第６０号
本籍茨城県東茨城郡茨城町大字海老沢10番地、最後の住所茨城県東茨城郡茨城町大字野曽911番地
不在者　小野瀬博邦
昭和19年３月28日生
平成30年３月６日失踪宣告審判確定
水戸家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第２２５号
本籍栃木県宇都宮市西２丁目1344番地、最後の住所不明
不在者　吉田久美子
大正14年５月15日生
平成30年３月３日失踪宣告審判確定
宇都宮家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第２５３号
本籍東京都足立区梅田３丁目15番、最後の住所埼玉県東松山市箭弓町１丁目４番22号
不在者　小須田信秀
昭和31年８月６日生
平成30年３月６日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所熊谷支部裁判所書記官

平成２９年（家）第２８３号
本籍鹿児島県霧島市牧園町三体堂785番地、最後の住所千葉県富里市大和260番地53
不在者　山元　茂昭
昭和24年１月３日生
平成30年３月２日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所佐倉支部裁判所書記官

平成２９年（家）第３７９３号
本籍茨城県下妻市江1579番地２、最後の住所東京都品川区小山台１丁目30番18号河野方
不在者　浦田　文雄
昭和15年５月２日生
平成30年３月６日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第４７２８号
本籍東京都八丈島八丈町三根1038番地２、最後の住所東京都八丈島八丈町三根890番地１
不在者　淺沼すゞよ
昭和25年９月16日生
平成30年３月６日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１５５５号
東京都渋谷区広尾５丁目25番12号６Ｆ
債務者　株式会社アズール
代表者代表取締役　久保　忠良
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大野　渉
４　破産債権の届出期間　平成30年４月12日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８４号
鹿児島県いちき串木野市北浜町183番地
債務者　龍生水産有限会社
代表者取締役　中竹　正浩
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上山　幸正
４　破産債権の届出期間　平成30年４月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月21日午前11時
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第３２６号
名古屋市東区東桜２丁目12番25号　メゾン森301号
債務者　株式会社チアーズ
代表者代表取締役　福井　零皇
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　義豊
４　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月26日午後２時40分
名古屋地方裁判所民事第２部